

令和8年10月1日
水 道 局

積算基準を設定しました

水道局では、工事価格を算定する基礎となる積算基準を公表しています。
積算基準については、標準的な工事価格が算定できるよう、適時改定しています。

このたび、令和8年度積算基準を設定し、令和8年10月1日から適用しました。

また、主な改定概要は以下のとおりです。

- 1 令和8年度配水管工事積算基準（開削編）
 - ・工期算定における猛暑日による割増し等を改定
 - ・GX形継手φ500mm、600mmの接合費等の歩掛を設定
 - ・配水管据付費等の労務単価を「配管工」から「特殊作業員」に改定
 - ・給水管布設工等の労務単価を「配管工」から「特殊作業員」に改定
 - ・鉄筋工の市場単価を廃止し、標準歩掛を設定
 - ・路盤工の使用機械及び日当たり施工量を改定
- 2 令和8年度配水管工事積算基準（小管編）
 - ・工期算定における猛暑日による割増し等を改定
 - ・配水管据付費等の労務単価を「配管工」から「特殊作業員」に改定
 - ・給水管布設工等の労務単価を「配管工」から「特殊作業員」に改定
 - ・路盤工の使用機械及び日当たり施工量を改定
- 3 令和年度配水管工事積算基準（トンネル編）
 - ・配水管据付費等の労務単価を「配管工」から「特殊作業員」に改定
 - ・ライナープレート式掘削土留（深礎工）の適用範囲等を改定

なお、積算基準は、都民情報ルーム（都庁第一本庁舎3階）で閲覧できます。

【問合せ先】

水道局建設部技術管理課

直通（03）5000-7993